

# 学校伝染病の診断書及び証明書

学校名 美濃加茂中学高等学校

年 組 氏名

1. 上記の者について、下記の病気を診断しました。

種類	レ印	病名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない)	
第1種		病名( )	治癒するまで	
第2種		インフルエンザ( )型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
		麻疹	解熱後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風しん	発疹が消失するまで	
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		結核	症状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種		コレラ	症状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
		細菌性赤痢		
		腸管出血性大腸菌感染症		
		腸チフス		
		パラチフス		
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎	(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		溶蓮菌感染症		抗生剤治療開始後、24時間を経て全身症状が安定するまで
		手足口病		発熱、口内疹などの急性期症状が消失して、全身症状が安定するまで
		伝染性紅斑		発疹のみで全身症状が良くなれば登校(登園)可能
	その他の感染症 ( )	症状が改善し、全身症状が良くなるまで		

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

「通常、出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

2. 上記の者について、下記の期間、出席停止をしたことを認めます。

自:	月	日	~	至:	月	日
----	---	---	---	----	---	---

平成 年 月 日

医療機関:

医師名:

印